

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市場使用料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 7 2 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次に該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 使用料の責めに帰することができない理由によって 市場施設を使用できないことが3日以上にわたった とき。 (2) 使用者が国又は公共団体であるとき。 (3) その他市長が適当で特に認めたとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	3 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		